



住民票の写し等の第三者交付に係る

本人通知制度

市では、住民票の写し等の不正使用を防止するため、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を実施しています。この制度は、代理人など第三者による請求に基づいて住民票の写し等を交付したとき、登録した本人に、その事実を郵送でお知らせするものです。希望する人は、事前の登録が必要です。

【問い合わせ先】市民課 (☎ 82-1140)



© 2017 つづる

登録して守ろう！個人情報

多くの方がこの制度に登録することで、第三者による不正使用の発覚や抑止効果が期待できます。個人情報を守るため、みなさんの登録をお待ちしています。

🔒 対象

本市に住民登録をしている人または本籍がある人（住民基本台帳、戸籍から除かれた人も含む）

🔒 登録方法

登録者本人の確認書類（運転免許証、旅券、個人番号カードなど）、代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類を持参して登録してください。

🔒 登録先

市民課、山陽総合事務所市民窓口課

🔒 通知の対象となるもの

- 住民票の写し（除票、改製原を含む）
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍謄本・抄本（除籍、改製原を含む）
- 戸籍記載事項証明書
- 戸籍附票の写し（除籍、改製原を含む）

🔒 交付事実証明書

交付した事実の証明が必要な場合は、郵送された交付事実通知書と本人確認書類を持参して申請してください。発行手数料は200円です。

〈証明する内容〉

交付年月日、交付種別、交付枚数、代理人請求により交付した場合は代理人の住所・氏名

※転出や転居等により、事前登録をした内容に変更がある場合は、届出が必要です。

※登録の有効期限はありません。ただし、登録した人が死亡、居所不明などにより住民票が消除されたときは登録を廃止します。